

『駿河台大学論叢』投稿規定

I. 投稿資格

1. 投稿筆頭者は本学教養文化研究所の所員及び客員研究員とする。
2. 本学総合教育担当の非常勤講師が投稿する場合は、本学教養文化研究所員の紹介によるものとし、当該所員を推薦者とする。
3. 上記以外の場合は『駿河台大学論叢』編集委員会の審議を経るものとする。

II. 刊行

『駿河台大学論叢』は年2回（7月及び1月）刊行する。

III. 申し込み方法

1. 執筆申し込みは所定の執筆申し込み用紙に必要な事項を全て記入し申し込む。
2. 執筆申し込み用紙は、『駿河台大学論叢』編集委員会の論叢専用メールボックスに締め切り期日までに提出する。

IV. 投稿原稿

1. 原稿の執筆は原則として『駿河台大学論叢』執筆要領によるものとする。
2. 執筆要領が必要な場合は『駿河台大学論叢』編集委員会に請求する。
3. 『駿河台大学論叢』に掲載されるのは、諸科学分野にわたるもので、未発表・未投稿のものに限る。ただし、口頭発表のみの場合はこの限りではない。
4. 原稿の種類は論文、研究ノート、書評、翻訳、研究会報告要旨、その他とする。
5. 共同執筆の場合は共著者の所属・氏名などを明記する。
6. 投稿原稿は定められた期日までに『駿河台大学論叢』編集委員会もしくは教務課担当者に提出する。
7. 原稿の採否、掲載順序に関しては、『駿河台大学論叢』編集委員会に一任する。

V. 編集と校正

1. 編集は全て『駿河台大学論叢』編集委員会に任せることとする。
2. 校正は、原則として第2校まで執筆者の分担とし、校正段階での加筆訂正は原則として不可とする。

VI. その他

1. 本紀要に掲載された論文等は原則として電子化（PDF化）し、本学のホームページや機関リポジトリ等を通じて Web で公開する。
但し、電子化及び Web 上での公開について承諾を得ることが困難な場合には、当該論文等は非公開とする。
2. 不明な点の問い合わせ先は、『駿河台大学論叢』編集委員とする。